

## 令和8年度沖縄県公立高等学校教育改革推進事業に係る業務委託仕様書

### 1 業務の名称

令和8年度沖縄県公立高等学校教育改革推進事業に係る業務委託

### 2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月17日までとする。

### 3 目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえ、県立高等学校等における教育の改革を推進し、産業イノベーション人材を育成するため、国の示す三類型、

(1) アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成（以下「類型1」という。）、

(2) 理数系人材育成（以下「類型2」という。）、

(3) 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保（以下「類型3」という。）、

に関する先導的な取組を行う拠点（以下「拠点」という。）を創出することとしている。

本業務は、県内高等学校等において高校教育改革の取組を円滑かつ効果的に推進するため、事業実施にあたっての連携体制の構築、事業の設計・実施等を支援するために行うものである。

### 4 予算額（委託料）

沖縄県公立高等学校教育改革推進事業 22,188千円

### 5 業務場所

各拠点及び本事業事務局（沖縄県教育庁県立学校教育課）が指定する場所

### 6 拠点数

計4拠点を予定（類型1：2拠点、類型2：1拠点、類型3：1拠点）

### 7 委託業務内容

#### (1) 会議運営支援

① 拠点の取組や、国のグランドデザインを踏まえ令和8年度に県が策定する実行計画（以下「県実行計画」という。）等を議論する会議等の日程調整、場所の確保、資料準備、会議運営等の支援

※会議体は県教育委員会、関係部局、産業界、大学、有識者等を委員として本事業事務局が設置し、年間最大3回の開催を予定)

※会議は対面での開催を原則とし、当日出席できない委員のみオンラインも可とする。

② 委員選定にあたっての情報収集・提供

③ 委員への謝金、旅費の支払（※謝金については一人日額1万円で計上）

#### (2) 県実行計画策定支援

県実行計画の策定に必要な情報収集・提供や、計画内容に関する提案等

#### (3) 事業実施支援

##### ① 取組計画作成支援

各拠点及び本事業事務局における取組計画作成支援

##### ② 取組推進支援

ア 各拠点の取組案に関する情報提供・助言等

イ その他各拠点又は本事業事務局が必要とする業務

#### (4) 事業申請手続支援

県が作成する国への申請書類の作成支援（原案作成、校正等）

- (5) その他
  - ① 本事業実施に資する全国を取組事例等の情報収集・提供等
  - ② 視察候補地の情報収集・提供及び視察先との調整等

## 8 業務実施体制の整備

- (1) 受託者は派遣元責任者及び本事業事務局に対する業務上の担当者を定め、それぞれの責務を果たすこと。
- (2) 事業実施スケジュールを本事業事務局と調整し、業務遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) 業務内容について、本事業事務局と随時調整・確認等を行うこと。
- (4) 本業務に係る予算執行状況等について、令和8年12月15日(火)までに中間報告を行うこと。
- (5) 事業予算の執行状況等を含めた事業実施最終報告書を、令和9年3月9日(火)までに提出すること。

## 9 守秘義務

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、法令等に特別な定めがある場合を除き守秘義務を負う。このことは、本契約が終了した後も同様とする。

## 10 積算方法及び経費限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、(22,188 千円(消費税込み))の範囲内で見積もること。
- (2) 積算の費目については、概ね以下の内容で提出すること。
  - ① 直接人件費
    - ア 事務局経費
  - ② 事業費
    - ア 会議の会場・設備等使用料、会議運営支援に係る諸経費等
    - イ 県実行計画策定支援に係る諸経費等
    - ウ 各拠点及び本事業事務局の取組計画作成支援に係る諸経費等
    - エ 各拠点の取組推進支援に係る諸経費等
    - オ 申請書類の作成支援に係る諸経費等
    - カ 全国を取組事例等や視察候補地の情報収集等に係る諸経費等
    - キ 事業実施最終報告書等の作成に係る諸経費等
    - ク その他経費(通信運搬費、消耗品費等を想定)
  - ③ 一般管理費(事業の管理に要する諸経費 直接人件費と事業費の10%以内)
  - ④ 消費税

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

## 11 再委託

- (1) 一括再委託の禁止等
  - 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
  - 「契約の主たる部分」
    - ① 契約金額の50%を超える業務
    - ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限
  - 本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせること

はできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、各拠点の取組及び本事業事務局の業務を支援するために行われるもので、必要性の認められるものとする。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

「その他、簡易な業務」

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿作成・データの入力及び集計

12 業務進捗状況及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを、原則月1回実施し、その他必要に応じて随時実施する。

13 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県教育委員会（県立学校教育課）に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

14 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県教育委員会（県立学校教育課）と協議すること。
- (2) 本業務に係る資料等を本年度含め6年間、受託者の費用負担において保管するものとする。必要に応じて、教育庁県立学校教育課へ提出すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては沖縄県教育委員会（県立学校教育課）と随時協議を行い、その指示に従うものとする。
- (4) 業務上知り得た参加者のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じることとする。

15 本件連絡先

沖縄県教育庁県立学校教育課 普通教育班 班長 伊志嶺 周  
電話：098-866-2715 Email: [ishimime@pref.okinawa.lg.jp](mailto:ishimime@pref.okinawa.lg.jp)